

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

140195300060001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>酒税法第10条第11号、第11条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達は、酒税法の規定に係る法令解釈等を定めたものです。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160195401150001

平成27年9月24日

規制の名称	短期滞在外国人の年金脱退一時金制度	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	厚生年金保険法附則第29条 国民年金法附則第9条の3の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	年金局国際年金課長 柳楽晃洋
規制目的	我が国の年金制度は、国籍に関わらず等しく適用することを原則としている。滞在期間が短い外国人の場合、保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという点については、本来的には、社会保障協定の締結により解決すべきものだが、社会保障協定による解決が図られるまでの特例的な措置として脱退一時金制度を設けている。		
規制内容の概要	脱退一時金は、被保険者期間が6ヶ月以上ある外国人であって老齢給付の受給資格を満たさない方に対し、被保険者であった期間(※)に応じて支給されるもの。 (※)6～36か月までの期間について、6か月ごとに設定。	関連する予算	●平成25年度脱退一時金裁定額 厚生年金保険 約196億円 国民年金 約3千3百万円
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>国を超えた労働力の移動が進展している中で、多くの国では、年金受給のために必要とされる加入期間が設定されており、国際的な労働移動を行う労働者の年金保障を確保するために、各国間で社会保障協定を締結し、年金加入期間を通算する仕組みの導入を進めているところ。</p> <p>しかし、脱退一時金は、年金制度に加入した期間を当初から加入していなかったものとして取り扱うため、その期間は当該労働者にとっては、年金保障の空白期間となってしまう。国際的な労働移動の増加に伴い、自国以外で働く労働者の増大、就労期間が長期化していく中で、脱退一時金の拡充の方向で見直しを行うことは、年金保障の空白期間の創出を助長する結果となり、国際的な動向に逆行する。</p> <p>外国人に対する脱退一時金制度は、我が国において社会保障協定がどの国とも未締結であった当時、社会保障協定による解決が図られるまでの「当分の間」の措置として導入されたものであるが、現在では13カ国との間で社会保障協定による期間通算が可能となっており、社会保障の空白期間を作らない視点からは、慎重な受給を促すべきである。実際、制度脱退に伴って一時金や還付金の支払いを行う制度は、欧米先進国にはほとんど存在しない。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

200197001370001

平成27年7月23日

規制の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	所管府省	環境省
根拠法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 ・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) ・「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号・環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされており(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)、個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては、都道府県等が行うこととなっている。 したがって、上記判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになる。	関連する予算	-

規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>・廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要がある。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切である。</p> <p>・なお、都道府県等のバイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に資するため、平成25年3月27日に事例集を作成したところであり、その内容をより充実したものすべく、今後とも継続的な見直しを行い、周知していく予定。また、複数の都道府県・政令市が関係する事案であって当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に備え、環境省に全国相談窓口を設置し、事業者のご相談を承っているところ。</p> <p>・以上の取組等を通じ、廃棄物のバイオマス発電燃料としての利用を支援するよう努める。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

1001

200197001370001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) ・「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」(平成25年6月28日付け 環廃対発第1306281号・環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>「行政処分の指針について(通知)」及び「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」は、廃棄物処理法第2条第1項の「廃棄物」の判断要素に係る解釈を示したものであるため。</p>

規制シート

(別紙1)

200197001370002

平成27年7月23日

規制の名称	情報処理センターへの報告期限	所管府省	環境省
根拠法令等	廃棄物処理法施行規則第8条の34	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要	運搬、処分受託者は、排出事業者から電子マニフェストによる報告を求められた場合は、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、電子マニフェストにより、運搬又は処分が終了した日から三日以内に情報処理センターにその旨報告しなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>廃棄物処理法上、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理が適正になされたことを委託業者から迅速に確認する必要がある。紙マニフェストの場合、遠隔地等の場合のマニフェストの郵送期間を考慮し、運搬、処分終了報告をさせて確認することとしている期間を10日以内としているが、電子マニフェストの場合、郵送作業等が必要ではなく、運搬、処分終了当日にシステム上で排出事業者に報告することも可能であるため、最大3日以内と規定しているところである。</p> <p>廃棄物の運搬、処分終了後にシステム上への報告を3日間猶予しているが、報告されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にある。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、報告期限をさらに延長することは困難だが、現場にて運搬・処分を終了した場合に迅速にシステム上で報告作業ができるよう、平成26年度にスマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムに改良しているところであり、実際の運用面で対応できるよう配慮してまいりたい。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

200197001370003

平成27年7月23日

規制の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	所管府省	環境省
根拠法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第2項及び第4項並びに第6条の2第1項 ・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要	・廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する物については産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされていますが、産業廃棄物に関する個別の事例ごとの廃棄物該当性に係る実際の判断については、都道府県等が行うこととなっており、また、市町村は、その区域内における一般廃棄物の統括的処理責任を負っている。 ・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされており(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)、個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては、都道府県等が行うこととなっている。 したがって、上記判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになる。	関連する予 算	-

規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>・産業廃棄物の種類は、その物の性状、処理の体系等から市町村が処理責任を負う一般廃棄物としてではなく、事業者が処理責任を負う産業廃棄物として扱うことが廃棄物処理法上適切かどうか等の要素を考慮して定めているものであり、廃棄物処理法上、一般廃棄物として取り扱われることとなる繊維くずの処理については、市町村が統括的処理責任を負っているため、御指摘の「一般廃棄物としての処分は困難」という事情について、管轄の市町村とよく相談いただき、適切に処理を行っていただく必要がある。</p> <p>・また、廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要がある。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切である。</p> <p>・以上を踏まえ、御指摘の「リユース・リサイクルが可能なリース終了物件」については、各都道府県等における判断の結果、当該物が廃棄物ではないと判断された場合には、現行制度上、当該物を廃棄物として取り扱う必要はなく、廃棄物処理法の適用対象とはならない。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

1002

200197001370003

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>「行政処分の指針について(通知)」は、廃棄物処理法第2条第1項の「廃棄物」の判断要素に係る解釈を示したものであるため。</p>

規制シート

(別紙1)

200197001370004

平成27年7月23日

規制の名称	情報処理センターへの登録期限	所管府省	環境省
根拠法令等	廃棄物処理法施行規則第8条の31の3	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要	事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、電子マニフェストを使用して、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、三日以内に当該委託に係る産業廃棄物の情報を電子マニフェストシステムに登録しなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	電子マニフェストでは、産業廃棄物の排出場所が本社等から離れた現場である場合は、速やかにシステム上に登録できないことも想定されるため、登録期限を最大3日以内と規定したところである。 廃棄物の引渡し後にシステム上への登録を3日間猶予しているが、登録されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にある。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、登録期限をさらに延長することは困難であるが、現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、平成26年度にスマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムに改良しているところであり、実際の運用面で対応できるよう配慮してまいりたい。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

070196001050002

平成27年6月26日

規制の名称	警察署長による道路の使用の許可	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	交通局交通規制課長 櫻澤 健一
規制目的	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図ること。		
規制内容の概要	道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該工事又は作業に係る場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>道路使用許可制度は、道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図る上で不可欠な機能を果たしていることから、現行制度を維持する必要があります。</p> <p>道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならないこととされています(道路交通法第77条第2項)。</p> <p>工事における道路使用許可については、申請に係る工事の実施場所、実施時間、実施形態等により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、個別具体の事情に応じて、その可否を判断しているところですが、御提案内容のとおり、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるときは、午前9時から午後5時までの間以外の時間帯における工事であっても、許可をしなければならないこととなります。</p> <p>作業時間を限った断続的な工事よりも、昼夜連続の作業によって工事期間を短縮する方が、道路使用に伴い発生する交通の妨害の程度が総体として小さいと評価できる場合があることについては、所轄警察署長が個別具体の事情に応じて道路使用許可の可否や条件を判断する中で考慮しているところであり、今後とも、工事の実施主体の意向等を踏まえつつ、道路使用許可制度の適切かつ弾力的な運用に努めることとしています。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

070196001050001

平成27年6月26日

規制の名称	都道府県公安委員会による軽車両の乗車人員の制限	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第2項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	交通局交通企画課長 早川 治
規制目的	道路における危険を防止し、その他交通の安全を図ること。		
規制内容の概要	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員の制限について定めることができる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>軽車両については、自動車等と比較し、その危険性が少ないため、乗車人員について法律で全国一律に定める必要性はないものと考えております。</p> <p>また、乗車人員に係る規制の要否、内容については、通行する交通環境によっても変わりうるところ、交通環境は地域によって異なるため、都道府県公安委員会規則で定めることが適当であると考えておりますが、道路交通は、軽車両による場合であっても都道府県の区域を越えて行われることが多いことから、隣接する都道府県等との均衡を十分に考慮すべきと考えられるところ、必要に応じて、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160194702330002

平成27年7月2日

規制の名称	飲食店営業等の施設の基準	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	食品衛生法第51条に基づき都道府県が定める条例 ※食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、条例により基準を定めることとされている。	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬食品局食品安全部監視安全課 課長 滝本浩司
規制目的	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。		
規制内容の概要	都道府県は、食品衛生法第51条に基づき、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設について、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。 飲食店営業等を営もうとする者は、同法第52条第1項に基づき、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。また、都道府県知事は、同条第2項に基づき、その営業の施設が、都道府県が条例で定める基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	飲食店営業等の施設については、公衆衛生の見地から必要な基準を条例で定めることを明記(平成11年法改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとされている。したがって、この営業の施設に関する基準の緩和等については、地方自治法の自治事務として、都道府県の判断に委ねられている。 なお、厚生労働省においては、既に都道府県等に対して、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮して、必要に応じて弾力的な運用に努めるよう技術的助言を示している。	規制の維持、改革又は新設の別	食品衛生法の規定については維持。各都道府県が定める条例については各都道府県の判断。
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160195102010001

平成27年7月2日

規制の名称	検疫港等の指定基準	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	検疫法、検疫法施行令	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬食品局食品安全部企画情報課検疫 所業務管理室長 中崎 宏司
規制目的	国内に常在しない感染症の病原体の侵入を防止すること		
規制内容の概要	外国から来港した船舶又は航空機は、検疫法(昭和26年法律第201号)第3条の規定に基づく指定基準をすべて満たした上で指定を受けた検疫港又は検疫飛行場において検疫を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改 廃経緯	平成5年7月に総務庁から、附属機関等総合実態調査結果に基づき、指定港の指定基準を定める必要があるとの勧告がなされたため、「検疫港等の指定等の方針について」(平成8年11月5日付け健医感発第136号エイズ結核感染症課長及び衛検発第365号検疫所業務管理室長通知)に検疫港等の指定基準を定めた。	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	海外から船舶が直接入港する港が増えるほど、検疫感染症の国内侵入リスクを増大させることから、直接入港が可能な港を指定して検疫を実施することが原則である。したがって、検疫の実効性を確保する観点から、一定の隻数の入港が見込まれる等の全国統一的な基準を満たした港又は飛行場を検疫港又は検疫飛行場として指定して検疫を実施することとしているため、基準を緩和して検疫港として指定することは困難。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160195102010001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>「検疫港等の指定等の方針について」(平成8年11月5日付け健医感発第136号エイズ結核感染症課長及び衛検発第365号検疫所業務管理室長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>検疫法(昭和26年法律第201号)第3条、検疫法施行令(昭和26年政令第377号)第1条の2</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>本通知の内容は、検疫法(昭和26年法律第201号)第3条、検疫法施行令(昭和26年政令第377号)第1条の2に基づく検疫港及び検疫飛行場の指定基準を定めているものである。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160195102010002

平成27年7月2日

規制の名称	検疫港等の指定基準	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	検疫法、検疫法施行令	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬食品局食品安全部企画情報課検疫 所業務管理室長 中崎 宏司
規制目的	国内に常在しない感染症の病原体の侵入を防止すること		
規制内容の概要	外国から来港した船舶又は航空機は、検疫法(昭和26年法律第201号)第3条の規定に基づく指定基準をすべて満たした上で指定を受けた検疫港又は検疫飛行場において検疫を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成5年7月に総務庁から、附属機関等総合実態調査結果に基づき、指定港の指定基準を定める必要があるとの勧告がなされたため、「検疫港等の指定等の方針について」(平成8年11月5日付け健医感発第136号エイズ結核感染症課長及び衛検発第365号検疫所業務管理室長通知)に検疫港等の指定基準を定めた。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	海外から船舶が直接入港する港が増えるほど、検疫感染症の国内侵入リスクを増大させることから、直接入港が可能な港を指定して検疫を実施することが原則である。したがって、検疫の実効性を確保する観点から、一定の隻数の入港が見込まれる等の全国統一的な基準を満たした港又は飛行場を検疫港又は検疫飛行場として指定して検疫を実施することとしているため、基準を緩和して検疫港として指定することは困難。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160195102010002

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>「検疫港等の指定等の方針について」(平成8年11月5日付け健医感発第136号エイズ結核感染症課長及び衛検発第365号検疫所業務管理室長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>検疫法(昭和26年法律第201号)第3条、検疫法施行令(昭和26年政令第377号)第1条の2</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>本通知の内容は、検疫法(昭和26年法律第201号)第3条、検疫法施行令(昭和26年政令第377号)第1条の2に基づく検疫港及び検疫飛行場の指定基準を定めているものである。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160194702330003

平成27年7月2日

規制の名称	飲食店営業等の施設の基準	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	食品衛生法第51条に基づき都道府県が定める条例 ※食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、条例により基準を定めることとされている。	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬食品局食品安全部監視安全課 課長 滝本浩司
規制目的	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。		
規制内容の概要	都道府県は、食品衛生法第51条に基づき、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設について、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。 飲食店営業等を営もうとする者は、同法第52条第1項に基づき、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。また、都道府県知事は、同条第2項に基づき、その営業の施設が、都道府県が条例で定める基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。 菓子製造業は、同法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業である。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	飲食店営業等の施設については、公衆衛生の見地から必要な基準を条例で定めることを明記(平成11年法改正)	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとされている。砂糖、塩、味噌、香辛料等を添加する加工は、当該調味料を加えることにより、製造加工工程が複雑になり、食品を汚染する機会が増加することから、公衆衛生に与える影響が著しい営業に該当するため、規制の緩和を行うことは困難である。	規制の維 持、改革又 は新設の別	食品衛生法の規定については維持。各都道府県が定める条例については各都道府県の判断。
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

190196801000001

平成27年6月15日

規制の名称	市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	都市局都市計画課 課長 榊 真一
規制目的	都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため		
規制内容の概要	市街化を抑制すべき区域とされている市街化調整区域における開発行為については、都市計画法第34条各号(立地基準)に基づき例外的に認められる開発行為以外のものは、開発許可権者(都道府県知事等)は開発許可をしてはならないこととしている。 同条第1号において、開発区域の周辺居住者の日常生活のため必要となる店舗等についての開発行為が認められている。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	市街化調整区域におけるコンビニエンスストアの出店については、開発区域の周辺居住者の日常生活のために必要な物品の販売等を営む店舗等に該当すると開発許可権者(都道府県知事等)が認める場合には、開発行為が可能である。 その運用に当たっては、開発許可制度運用指針(平成26年8月1日国都計第67号都市局長通知)において、建築物の規模制限等の基準を一律に適用した場合、合理性を欠くことになるおそれがあるため、その運用が硬直的にならないよう留意する旨を示している(1-6-2(5)に規定)ところであり、引き続きその趣旨の周知を図る。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

190196801000001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>開発許可制度運用指針(平成26年8月1日国都計第67号都市局長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、開発許可制度を運用していく際の技術的な助言として定めたものである。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

190197400920001

平成27年6月15日

規制の名称	国土利用計画法の事後届出制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	国土利用計画法第23～27条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	土地・建設産業局企画課 課長 百崎 賢之
規制目的	国民のための限られた資源であり、諸活動の基盤である国土・土地について公共の福祉を優先させ、適正かつ合理的な利用を確保するため、大規模な土地取引に係る届出を義務付ける。		
規制内容の概要	国土利用計画法(以下、「法」という。)第23条に基づく事後届出制は、法定面積以上の大規模な土地取引(市街化区域:2,000㎡以上、都市計画区域(市街化区域を除く。):5,000㎡以上、都市計画区域外:10,000㎡以上)について、契約後2週間以内の届出を義務付け、土地の利用目的が、土地利用に関する計画等に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合に、必要な変更について勧告、助言等を行うことができる仕組みとなっている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>国土・土地は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ(法第2条)、その適正かつ合理的な利用の確保を図るため、土地取引の規制に関する措置(法第11条)を講ずることとされている。</p> <p>事後届出制(法第23条)は、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を確保する上で特に大きな影響を与える大規模な土地取引について、事後的に利用目的の審査を行い、必要な場合は勧告、助言等を行うことができるものとしている制度である。</p> <p>大規模な土地取引については、当該土地の適正な利用を確保すべき公共の利害に関する特性、公共の福祉を優先させる必要性が特に強く、また、事後的な届出としていることについては、取引そのものを一定期間禁止することとなる事前届出と比べて明らかに事業者の負担が軽微であり、また、地価の高騰を実際に招来し、より厳重な措置を講じなければならない事態となった後にはじめて監視区域の設定等を行う場合よりも社会的影響が小さく、社会的な公正の確保に資する仕組みであり、任意のアンケート等で代替できる性格のものではない。</p> <p>また、法に基づく措置は、都市計画法をはじめとする各般の土地利用に係る個別法に基づく土地利用を総合して一つの計画(土地利用基本計画(法第9条))を定め、これに即して適正かつ合理的な土地利用を図るために行われるものであり、他の法律と規制内容等が重複するものではない。</p> <p>なお、事後届出件数が総土地取引件数に占める割合は約1%に過ぎないが、面積ベースでは約30%をカバーできており(平成26年)、適正かつ合理的な土地利用を効果的・効率的に担保するのにふさわしい制度となっている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名 称(発信者等を含 む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委 任の根拠となる法令 の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令 の委任の範囲に入る 理由</p>	<p>—</p>